

自動車エコ事業所認定制度に係る事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、自動車エコ事業所認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）第11条に基づき、自動車エコ事業所認定制度の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

(申請受付期間)

第2条 要綱第3条に規定する別に指定する期間は、毎年度7月の最初の開庁日から9月の最後の開庁日までを基本とする。

(申請添付書類)

第3条 事業者は、要綱第3条の規定により自動車エコ事業所認定申請書を提出するに当たり、事業所の所在地、施策への取組状況等を明らかにするため、自動車エコ事業所認定申請書の添付書類（別紙1）を添付するものとする。

2 前項に規定する自動車エコ事業所認定申請書の添付書類のうち、事業所に導入されている自動車の一覧表については別紙様式第1により、過去3年間に導入した自動車の一覧表については別紙様式第2により、従業員の主たる通勤方法の内訳表については別紙様式第3により、提出するものとする。

(申請から認定までの事務処理)

第4条 事業者が要綱第3条に基づき自動車エコ事業所認定申請書を提出してから、要綱第5条に規定する、認定事業者に対する認定証及び表示板の交付までの事務処理については、要綱第3条から第5条の規定に従うほか、別紙2のとおり進めるものとする。

(認定基準の各取組の審査方針)

第5条 要綱第4条の規定による認定基準への適合の審査に当たっては、認定基準の各取組の審査方針（別紙3）により審査するものとする。

附 則

この要領は、平成16年7月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月3日から施行する。

自動車エコ事業所認定申請書の添付書類

①申請書に必ず添付が必要な書類

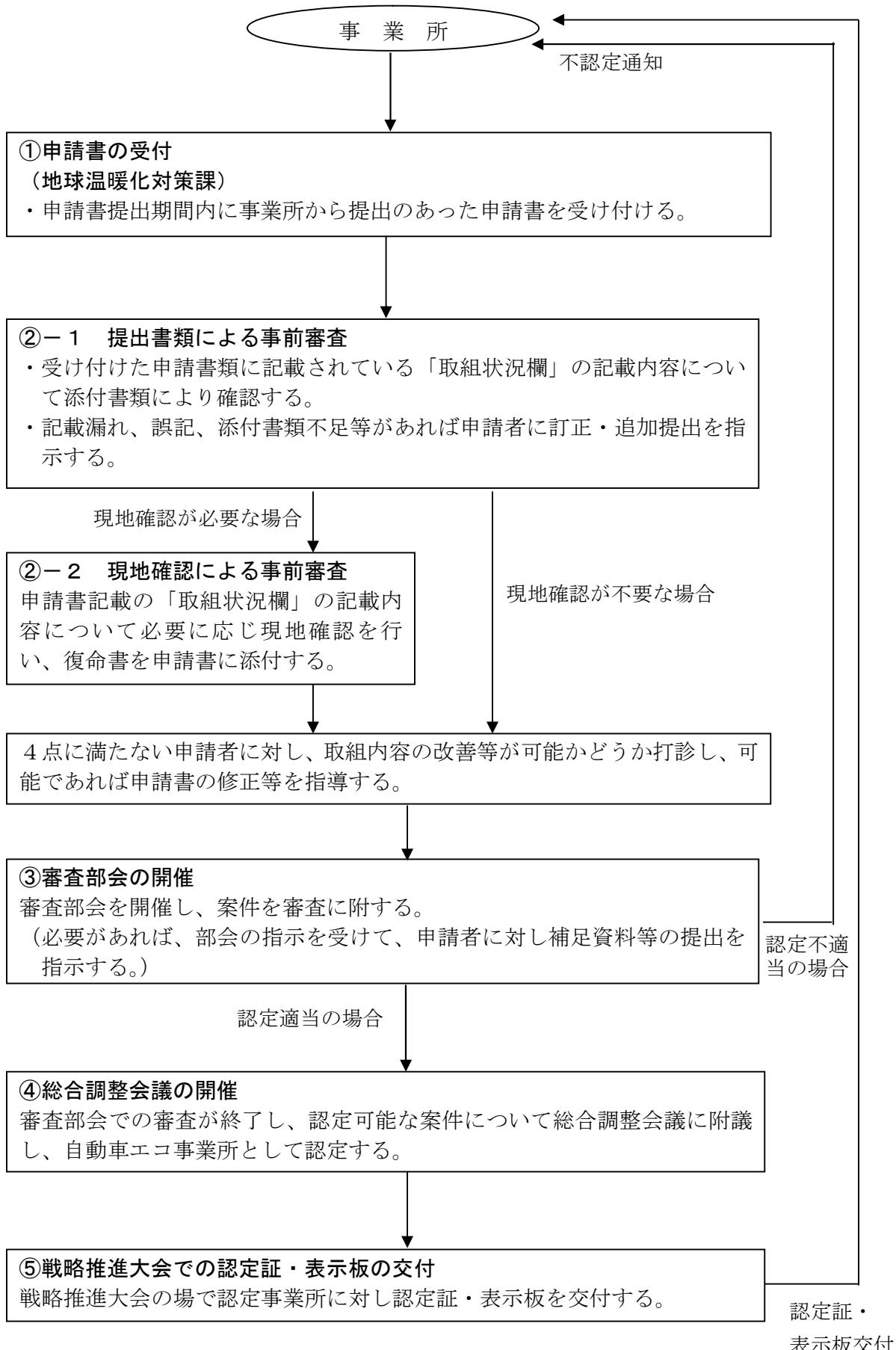
事業所付近の地図（最寄り駅等から事業所までがわかるもの）

②各取組の添付書類

取 組	添付書類
ゼロエミッション自動車の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に導入されている自動車の一覧表（別紙様式第1） ・EV・PHV・FCVの車検証の写し
	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間に導入した自動車の一覧表（別紙様式第2） ・過去3年間に導入したEV・PHV・FCVの車検証の写し
電動車の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間に導入した自動車の一覧表（別紙様式第2） ・過去3年間に導入した電動車の車検証の写し
EV・PHV・FCVタクシー、EV・PHV・FCVカーシェアリングの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・導入されているEV・PHV・FCVの一覧表（別紙様式第1） ・EV・PHV・FCVの車検証の写し ・EV・PHV・FCVタクシー、EV・PHV・FCVカーシェアリングに関する規約類（利用案内、利用者約款等） ・EV・PHV・FCVカーシェアリングの実施場所の位置が把握できる地図等。 ・EV・PHV・FCVカーシェアリングの現況がわかる写真（案内表示等の状況が確認できるもの）
電気バスや燃料電池バス、電気トラックや燃料電池トラック、燃料電池フォークリフトの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・電気バスや燃料電池バス、電気トラックや燃料電池トラック、燃料電池フォークリフトの一覧表（別紙様式第1）及び車検証の写し等
EV・PHV・FCVに対する料金割引制度	<ul style="list-style-type: none"> ・料金設定に関する規約類（利用案内や利用者約款等、料金割引の実態がわかる資料）
EV・PHV・FCVでの配送制度	<ul style="list-style-type: none"> ・EV・PHV・FCVでの配送の指示がわかる契約書、規約等の写し ・その他EV・PHV・FCVでの配送実績がわかる書類
共同輸配送制度	<ul style="list-style-type: none"> ・共同輸配送の指示がわかる契約書、規約等の写し ・その他共同輸配送の内容がわかる書類
一般開放されたEV・PHV用充電設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内における充電設備の位置が把握できる地図等 ・充電設備の平面図等説明用図面類 ・充電設備に関する規約類（利用案内、利用者約款等） ・充電設備の現況がわかる写真（充電設備の表示、案内看板等の状況が確認できるもの） (太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備と接続されている場合) ・再生可能エネルギーと充電設備の接続が確認できる図面類
従業員向けEV・PHV用充電設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内における従業員向けEV・PHV用充電設備の位置が把握できる地図等 ・従業員向けEV・PHV用充電設備の平面図等説明用図面類

	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員向けEV・PHV用充電設備に関する規約類（利用案内、利用者約款等） ・従業員向けEV・PHV用充電設備の現況がわかる写真（従業員向けEV・PHV用充電設備の状況が確認できるもの） (太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備と接続されている場合) ・再生可能エネルギーと充電設備の接続が確認できる図面類
燃料電池自動車用の充填設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内における充填設備の位置が把握できる地図等 ・充填設備の平面図等説明用図面類 ・充填設備に関する規約類（利用案内、利用者約款等） ・充填設備の現況がわかる写真（充填設備の表示、案内看板等の状況が確認できるもの） (太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを活用して製造した水素を充填している場合) ・再生可能エネルギー由来の水素製造又は同水素購入が確認できる図面類又は書類
公共交通機関の利用促進等	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の主たる通勤方法及びその方法別の人�数がわかる内訳表（別紙様式第3） ・主要駅（停留所）と事業所の位置関係が把握可能な地図等〔事業所から最も近い駅（停留所）を主要な公共交通機関の駅（停留所）としない場合は、主要な公共交通機関の駅（停留所）よりも事業所に近い駅（停留所）をすべて地図上に示すとともに、その理由を別紙で添付すること〕
パーク・アンド・ライド用駐車場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内における駐車場の位置が把握できる地図等 ・駐車場の平面図等説明用図面類 ・駐車場に関する規約類（利用案内、利用者約款等） ・駐車場の現況がわかる写真（駐車場の表示、案内看板等の状況が確認できるもの）
その他の地球温暖化対策に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・導入した設備の設置場所の位置図や平面図等の説明用図面 ・導入した設備の現況等がわかる写真

自動車エコ事業所認定制度 事務処理の流れ



別紙3

認定基準の各取組の審査方針

取組	審査方針
ゼロエミッション自動車の導入	<ul style="list-style-type: none">・別紙様式第1により事業所に導入されている自動車の一覧表を提出させるとともに、EV・PHV・FCVについては、車検証の写しで確認を行う。・事業所に導入されている自動車の一覧については、特種車及び特殊車を除くものとする。
電動車の導入	<ul style="list-style-type: none">・別紙様式第2により過去3年間に導入した自動車の一覧表を提出させるとともに、EV・PHV・FCVについては、車検証の写しで確認を行う。・導入した自動車の一覧については、特種車及び特殊車を除くものとする。
EV・PHV・FCVタクシー、EV・PHV・FCVカーシェアリングの導入	<ul style="list-style-type: none">・EV・PHV・FCVタクシー若しくはEV・PHV・FCVカーシェアリングに導入されている自動車の一覧表を提出させるとともに、車検証の写しで確認を行う。
電気バスや燃料電池バス、電気トラックや燃料電池トラック、燃料電池フォークリフトの導入	<ul style="list-style-type: none">・導入されている電気バス等の一覧表を提出させてとともに、車検証の写しで確認を行う。
EV・PHV・FCVに対する料金割引制度	<ul style="list-style-type: none">・提出された規約類で実施の確認を行う。
EV・PHV・FCVでの配送制度	<ul style="list-style-type: none">・提出された書類で実施及び実績の確認を行う。
共同輸配制度	<ul style="list-style-type: none">・提出された規約類で実施の確認を行う。
一般開放されたEV・PHV用充電設備の設置	<ul style="list-style-type: none">・充電設備は、EV又はPHVのための専用設備であること。・充電設備は、急速充電設備、普通充電設備を問わない。・自家用で使用しても可であるが、対外的に開放している必要がある。・充電設備の使用料金は、有料・無料を問わない。・再生可能エネルギー設備の接続は図面により確認する。
従業員向けEV・PHV用充電設備の設置	<ul style="list-style-type: none">・充電設備は、EV又はPHVのための専用設備であること。・充電設備は、急速充電設備、普通充電設備を問わない。・従業員用で使用することを目的とし、対外的に開放している必要はない。・充電設備の使用料金は、有料・無料を問わない。・再生可能エネルギー設備の接続は図面により確認する。

燃料電池自動車用の充填設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・充填設備は、F C V（燃料電池自動車）のための専用設備である。 ・対外的に開放している必要はない。（自家用のみでも可） ・充填設備を対外的に開放している場合の使用料金は、有料・無料を問わない。 ・再生可能エネルギー由来水素の製造又は購入については図面や契約書等で確認する。
公共交通機関の利用促進等	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての従業員を対象とする。 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）は、事業所の近くにあっても従業員がほとんど利用しない駅（停留所）は除外し、最も社員が利用する駅（停留所）あるいは送迎用バスが発着する駅とする。 ・概ね 10 割とは、9 割 5 分以上とする。
パーク・アンド・ライド用駐車場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された規約類で実施の確認を行う。 ・利用者がパーク・アンド・ライド用、若しくはE V・P H V対応型の駐車場であると理解できるように表示等がされていれば専用のスペースである必要はない。
その他の地球温暖化対策に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備を始めとする再生可能エネルギー設備やE M S（エネルギーマネジメントシステム）、定置用蓄電池（再生品を含む。）、充放電設備を対象とし、他の設備については個別審査とする。 ・再生可能エネルギー設備はおおむね 4 kW 以上の発電容量のものを想定し、一般開放されたE V・P H V用充電設備や従業員向けE V・P H V用充電設備に接続されたものを除くものとする。 ・蓄電池の設置とは、設置そのものが非常用発電や再生可能エネルギーの活用を目的としている定置用蓄電池を対象とし、ハイブリッド自動車等用バッテリーからの再生利用による蓄電池も対象とする。 ・充放電設備の設置とは、設置そのものが非常用発電や事業所における地球温暖化対策等を目的としているものを対象とする。

(別紙様式第1)

事業所に導入されている自動車一覧表

車種区分	台数
電気自動車 ①	台
プラグインハイブリッド自動車 ②	台
燃料電池自動車 ③	台
上の区分に当てはまらない自動車 ④	台
合計台数 ⑤	台
E V・P H V・F C V台数 ⑥=①+②+③	台
E V・P H V・F C V割合* (⑥/⑤)	%

* : E V・P H V・F C V割合は、小数点第1位以下切捨てしてください。

(例 : 15.5%→15%)

(別紙様式第2)

過去3年間に導入した自動車一覧表

車種区分	台数
電気自動車 ①	台
プラグインハイブリッド自動車 ②	台
燃料電池自動車 ③	台
ハイブリッド自動車 ④	台
上の区分に当てはまらない自動車 ⑤	台
合計台数 ⑥	台
EV・PHV・FCV導入台数 ⑦=①+②+③	台
EV・PHV・FCV導入割合※ (⑦/⑥)	%
電動車導入台数 ⑧=①+②+③+④	台
電動車導入割合※ (⑧/⑥)	%

※：EV・PHV・FCV導入割合及び電動車導入割合は、小数点第1位以下切捨てしてください。
(例：15.5%→15%)

従業員の主たる通勤方法の内訳表

主たる通勤方法 ^{*1}		人 数	公共交通機関、自転車、 徒歩等の従業員数合計 ②
公共交通 機関	鉄 道	人	人
	路 線 バ ス	人	
	送迎用バス	人	
	自 転 車	人	
	徒 歩	人	
	上の区分以外の通勤方法 (自家用車、自動二輪、原付等)	人	全従業員に占める公共交通 機関、自転車、徒歩の従業員 の割合 ^{*2} (②/①)
合 計 ①		人	割

※1：自宅から事業所まで、複数の手段により通勤を行っている場合、主たる通勤方法は、最も移動距離が長いものとしてください。

例：自宅—(自転車 0.5km)－A駅、A駅—(鉄道 15km)－B駅、B駅—(徒歩 0.4km)－事業所
の場合は鉄道としてください。

※2：全従業員に占める公共交通機関、自転車、徒歩の従業員の割合は、小数点第2位以下切捨てしてください。(例：9.55割→9.5割)

※社用車を保有する事業所が提出する書類です。

記入例

(別紙様式第1)

事業所に導入されている自動車一覧表

車種区分	台数
電気自動車 ①	1台
プラグインハイブリッド自動車 ②	2台
燃料電池自動車 ③	1台
上の区分に当てはまらない自動車 ④	10台
合計台数 ⑤	14台
EV・PHV・FCV台数 ⑥=①+②+③	4台
EV・PHV・FCV割合* (⑥/⑤)	28%

* : EV・PHV・FCV割合は、小数点第1位以下切捨てください。

①から④の
合計です。

①から③の
合計です。

小数点第1位
以下切捨てです。

※社用車を保有する事業所が提出する書類です。

(別紙様式第2)

記入例

過去3年間に導入した自動車一覧表

車種区分	台数
電気自動車 ①	1台
プラグインハイブリッド自動車 ②	1台
燃料電池自動車 ③	0台
ハイブリッド自動車 ④	3台
上の区分に当てはまらない自動車 ⑤	1台
合計台数 ⑥	6台
EV・PHV・FCV導入台数 ⑦=①+②+③	2台
EV・PHV・FCV導入割合* (⑦/⑥)	33%
電動車導入台数 ⑧=①+②+③+④	5台
電動車導入割合* (⑧/⑥)	83%

*: EV・PHV・FCV導入割合及び電動車導入割合は、

①から④の
合計です。

下切捨て
(例)

小数点第1位
以下切捨てです。

※「公共交通機関の利用促進等」に取り組んでいる時に必要な別紙です。

記入例

(別紙様式第3)

従業員の主たる通勤方法の内訳表

主たる通勤方法 ^{*1}		人 数	公共交通機関、自転車、徒歩の従業員数合計 ②
公共交通機関	鉄道	20 人	合計を記入してください。② 36 人
	路線バス	0 人	
送迎用バス		0 人	②÷①×10 の結果の小数点第2位以下切捨てです。
自転車		10 人	全従業員に占める公共交通機関、自転車、徒歩の従業員の割合 ^{*2} (②/①) 7.2 割
徒歩		6 人	
上の区分以外の通勤方法 (自家用車、自動二輪、原付等)		14 人	合計を記入してください。① 50 人
合 計 ①		50 人	

※1：自宅から事業所まで、複数の手段により通勤を行っている場合、主たる通勤方法は、最も移動距離が長いものとしてください。

例：自宅—(自転車 0.5km)—A駅、A駅—(鉄道 15km)—B駅、B駅—(徒歩 0.4km)—事業所の場合は鉄道としてください。

※2：全従業員に占める公共交通機関、自転車、徒歩の従業員の割合は、小数点第2位以下切捨てしてください。(例：9.55割→9.5割)